

令和5年度
霧島市歯科保健専門委員会
資 料

健康きりしま 21(第4次計画)
【歯・口腔の健康分野】について



霧島市 保健福祉部 健康増進課

令和5年度霧島市歯科保健専門委員会 委員名簿

	氏名	所属	任期	備考
1	君野 岳 <small>キミノ 岳</small>	始良地区歯科医師会 霧島市支部	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
2	岩切 博宣 <small>イワキ 博宣</small>	始良地区歯科医師会 霧島市支部	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
3	餅原 洋介 <small>モチハラ 洋介</small>	始良地区歯科医師会 霧島市支部	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
4	佐々木 修 <small>ササキ オサム</small>	始良地区歯科医師会 霧島市支部	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
5	有村 健二 <small>アリムラ 健二</small>	始良地区歯科医師会 霧島市支部	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
6	有川 公志郎 <small>アリカワ コシロウ</small>	始良地区歯科医師会 霧島市支部	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
7	植木 勲 <small>ウエキ イサオ</small>	始良地区医師会	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
8	今出 唯史 <small>イマデ ヴィシ</small>	始良地区薬剤師会	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
9	有野 かおり <small>アリノ かおり</small>	霧島市内産婦人科	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
10	荻屋 淳慶 <small>カギヤ ジュンケイ</small>	霧島市保育協議会	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
11	武石 直美 <small>タケイシ ナオミ</small>	霧島市養護教諭部会	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
12	大迫 由佳 <small>オオサカ ユカ</small>	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 健康企画課 健康増進係	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
13	神田 恵子 <small>カンダ ケイコ</small>	8020運動推進員 (霧島市食生活改善推進員連絡協議会)	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
14	黒木 文華 <small>クロキ アヤカ</small>	霧島市地域包括支援センター	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	

霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自殺対策検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 自殺予防対策の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (2) 食育推進検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 食育の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (3) 地域医療検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 地域医療の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (4) 母子保健検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 母子保健の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (5) 歯科保健専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 歯科保健の推進に関する事項
 - ウ 歯科健診等の実施に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項
- (6) 予防接種専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 予防接種の推進に関する事項
 - ウ 予防接種の実施に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
 - (2) 福祉関係団体の代表
 - (3) 教育関係団体の代表
 - (4) 地区組織の代表
 - (5) 各種健康づくり推進団体の代表
 - (6) 農業関係団体の代表
 - (7) 企業の代表
 - (8) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）

(2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第3－2号）第2条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

第3 公開の基準

- 1 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。
 - (2) 霧島市情報公開条例第5条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想されるとき。
- 2 会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

第4 公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第3 公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

第5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

第6 会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

第7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年7月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

第9 施行期日

この指針は、平成24年8月1日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

個別目標1 むし歯を予防する

【目標値】

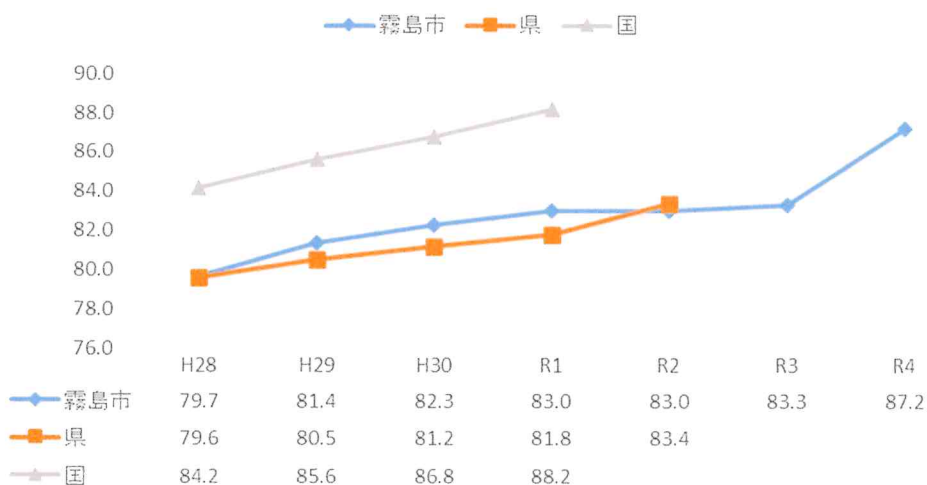
項目	基準値 令和4年度 (2022年度)		目標値 令和9年度 (2027年度)	
	むし歯のない市民の割合	3歳児	83.3% (※1)	86.9% (※2)
	中学1年生	68.4% (※3)	72.9% (※4)	72.9% (※4)

(※1) 令和3(2021)年度 鹿児島県「母子保健健康システム」 (※2) 前計画の上昇率(3.6%)を見込んだ目標値

(※3) 令和3(2021)年度 学校教育課「歯と口の健康習慣調査」 (※4) 前計画の上昇率(4.5%)を見込んだ目標値

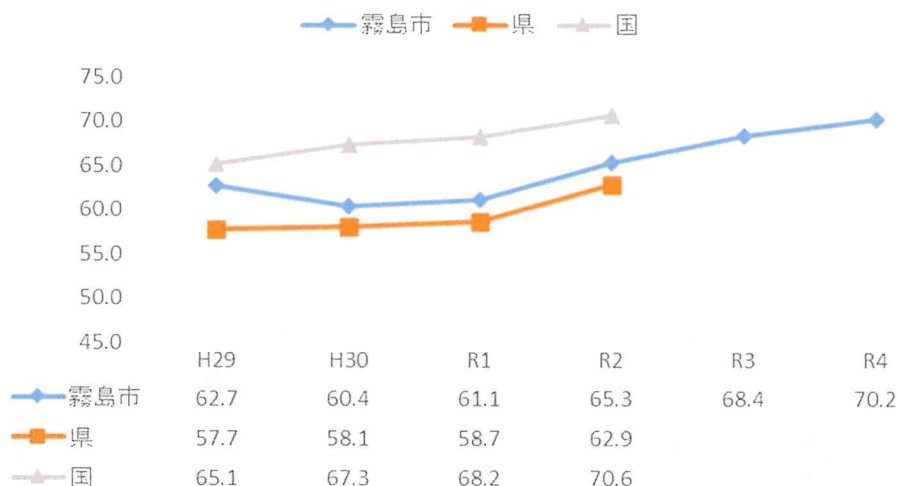
1 目標値の推移

3歳児健診 むし歯のない幼児の割合



・本市においては、令和3年度から 0.39ポイント増加し、87.2%であった。

中学1年生 むし歯のない生徒の割合

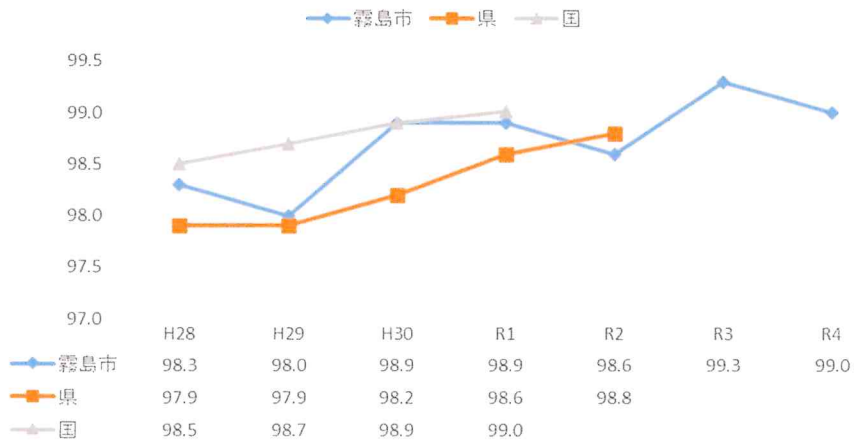


・本市においては、令和3年度から 1.8ポイント増加し、70.2%であった。

2 その他

(1) むし歯のない市民の割合

1歳6か月児健診 むし歯のない幼児の割合



0.03ポイント減少し、
99.0%であった。

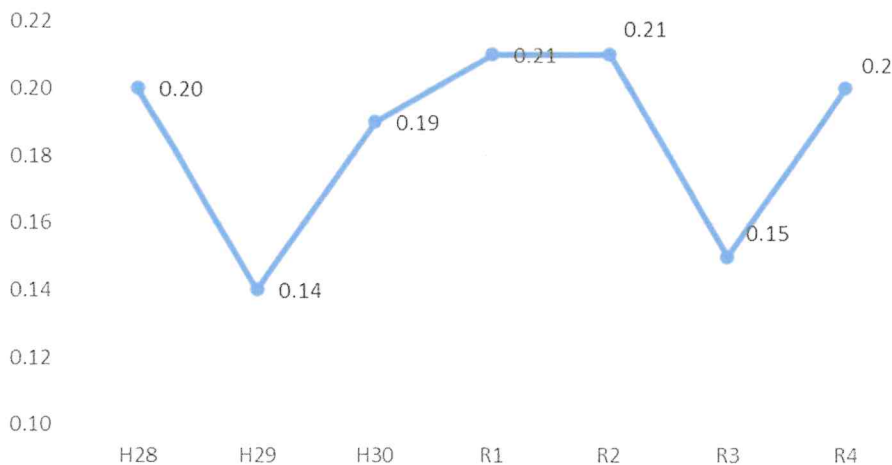
(2) むし歯本数の推移

1歳6か月児健診 一人平均むし歯数の推移



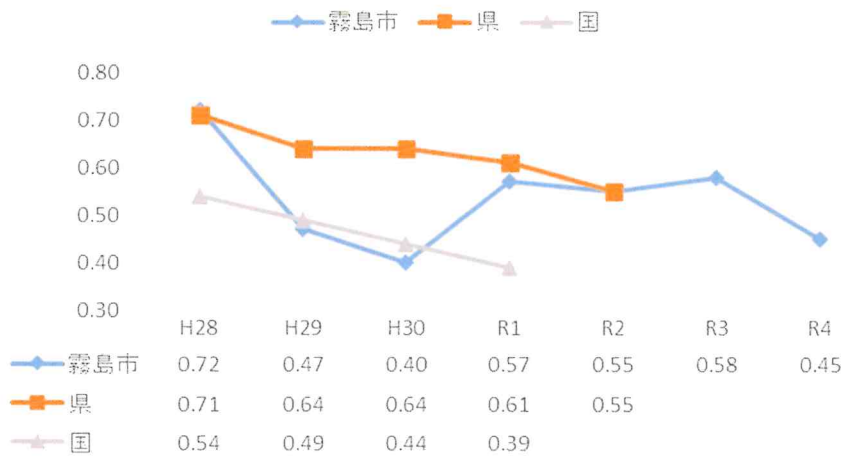
0.01ポイント減少し、
0.01本であった。

2歳児歯科健診 一人平均むし歯数の推移



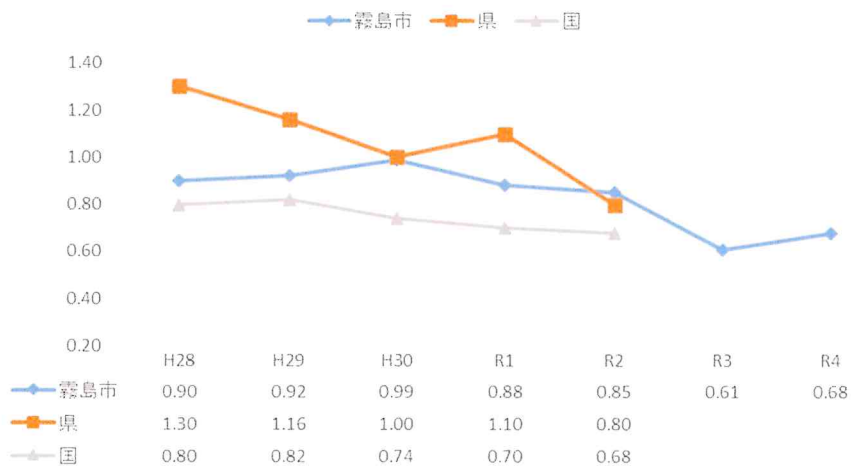
0.05ポイント増加し、
0.20本であった。

3歳児健診 一人平均むし歯数の推移



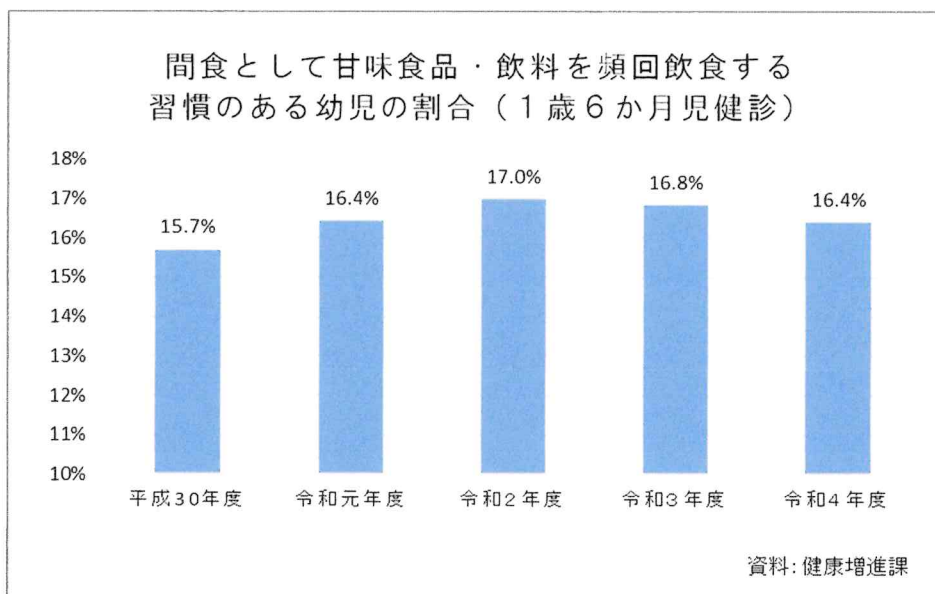
0.13ポイント減少し、
0.45本であった。

中学1年生 一人平均う歯数



0.07ポイント減少し、
0.68本であった。

(3) 間食として甘味食品・飲料を頻回飲食する習慣のある幼児の割合



0.40ポイント減少し、
16.4%であった。

個別目標2 歯周病等を予防する

【目標値】

項目		基準値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
歯肉に炎症所見のない生徒の割合	中学1年生	87.5% (※1)	88.8% (※2)
歯周病等の症状がない市民の割合	30歳以上	9.8% (※3)	12.3% (※4)
	妊婦	10.3% (※5)	15.6% (※6)

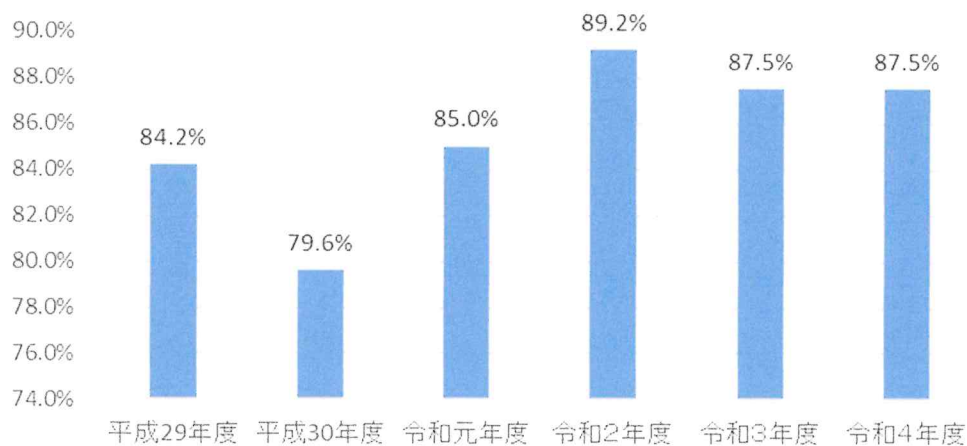
(※1) 令和3(2021)年度 学校教育課「歯と口の健康習慣調査」 (※2) 前計画の上昇率(1.3%)を見込んだ目標値

(※3) 令和3(2021)年度 歯周病検診結果 (※4) 前計画の上昇率(2.5%)を見込んだ目標値

(※5) 令和3(2021)年度 マタニティー歯ッピ―検診結果 (※6) 前計画の上昇率(5.3%)を見込んだ目標値

1 目標値の推移

歯肉に炎症所見のない生徒の割合 (中学1年)



・令和3年度から変わらず、87.5%であった。

年齢	対象者	受診者	受診率	要精検	要指導	異常認めず	精密結果						
							1. 異常認めず	2. 歯周病	3. 歯周病以外	2&3	合計	2+2&3	歯周病の割合
30歳代	2,580	330	12.8%	216	82	31	3	75	8	6	92	81	24.5%
40歳代	3,234	380	11.8%	245	102	32	5	77	8	10	100	87	22.9%
50歳代	3,356	501	14.9%	327	109	63	7	77	9	16	109	93	18.6%
60歳代	3,361	617	18.4%	430	117	68	7	84	13	18	122	102	16.5%
70歳	1,708	332	19.4%	224	70	36	11	91	15	26	143	117	35.2%
合計	14,239	2,160	15.2%	1,442	480	230	33	404	53	76	566	480	22.2%
妊婦	905	398	44.0%	256	94	43	0	8	3	2	13	10	2.5%

要精密検査と診断されて、精密検査を受けた人	1,442人中 490人	39.3%
精密検査を受けて、歯周病と診断された人	490人中 404人	84.8%

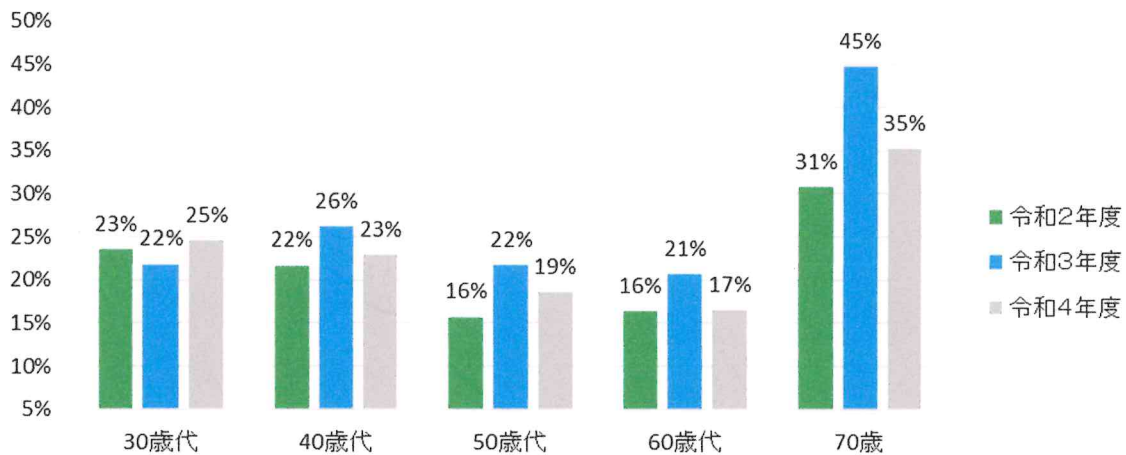
・歯周病の割合を前年度と比較すると、30歳代を除く世代で減少した。
また、全体を通じて比較しても3.6ポイント減少し、22.2%となった。

・歯周病等の症状がない市民の割合は、30歳以上の成人においては、受診者2,160人のうち230人(10.6%)、妊婦においては、受診者398人のうち43人(10.8%)であり、それぞれ基準値より上昇した。

2 その他

(1) 年代別の歯周病の割合

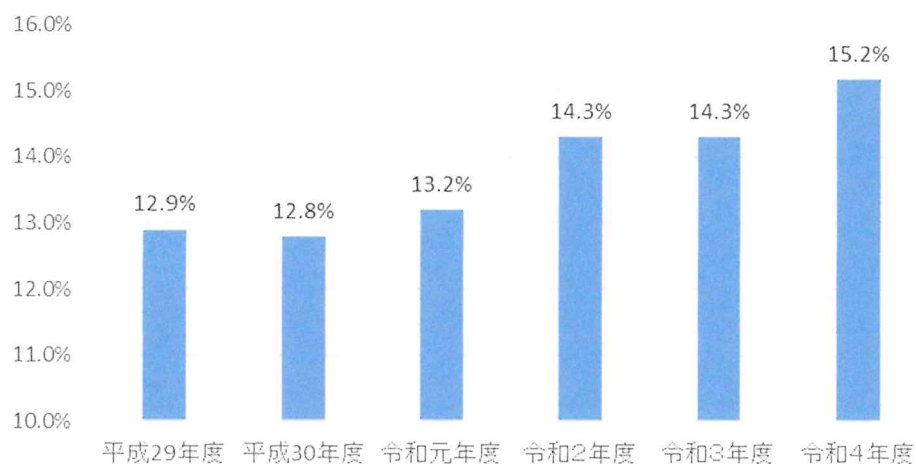
歯周病の割合（成人）



資料：健康増進課

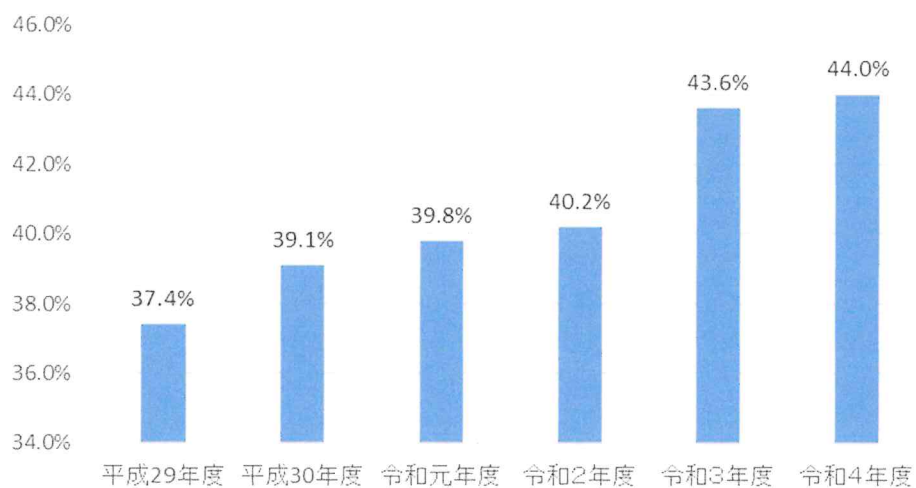
(2) 歯周病検診の受診率

歯周病検診（成人）受診率



・令和3年度から 0.90 ポイント増加し、15.2%であった。

歯周病検診（妊婦）受診率



・令和3年度から 0.40 ポイント増加し、44.0%であった。

個別目標3 口腔の健康の保持・増進に努める

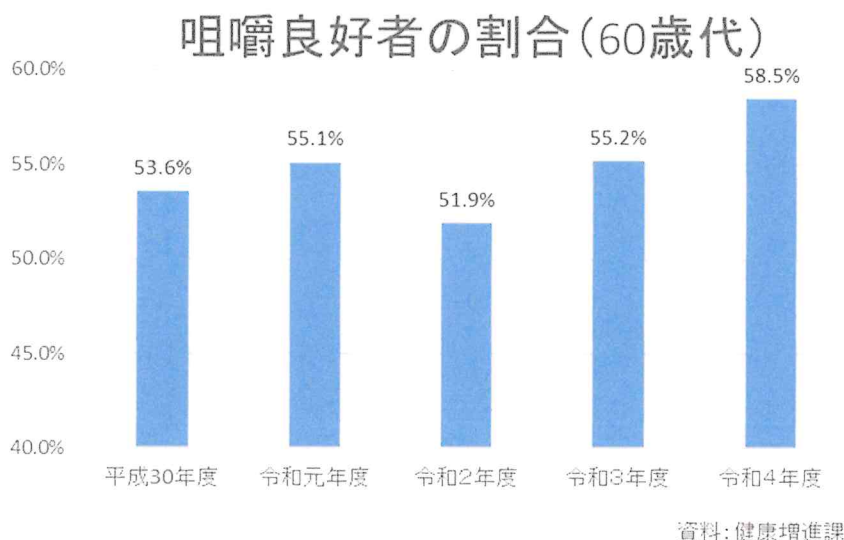
【目標値】

項目		基準値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
咀嚼良好者の割合	60歳代	55.2% (※1)	62.0% (※2)
よく噛んで食べている幼児の割合	3歳児	92.0% (※3)	93.6% (※4)

(※1) 令和3(2021)年度 歯周病検診結果 (※2) 令和22(2040)年度に80.0%を達成できるよう段階的に見込んだ目標値

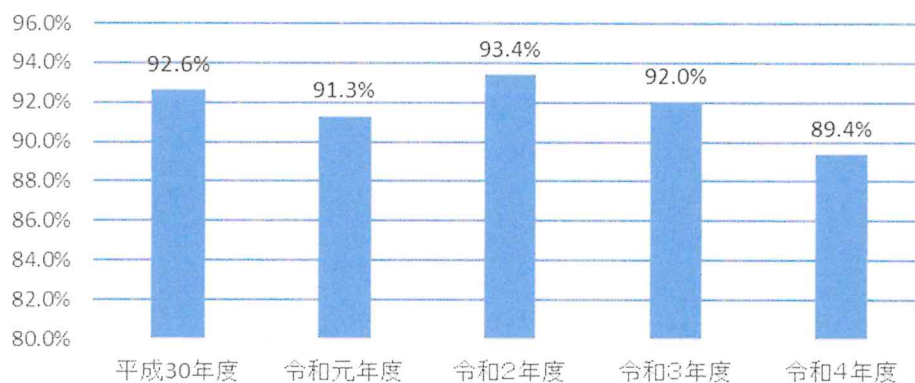
(※3) 令和3(2021)年度 3歳児健診問診票 (※4) 前計画の目標値と同じ

1 目標値の推移



・令和3年度から3.3ポイント増加し、58.5%であった。

よく噛んで食べている幼児の割合 (3歳児健診)



・令和3年度から2.6ポイント減少し、89.4%であった。

ライフステージに応じて実施している主な取組の状況

対象	取組	概要	実績		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
妊娠 期	マタニティ歯ッピ一検診	市内委託医療機関にて歯周病検診 産婦人科にて未受診者への受診勧奨	対象者：1,033人 受診者：415人 受診率：40.2%	対象者：1,070人 受診者：467人 受診率：43.6%	対象者：906人 受診者：398人 受診率：43.9%
乳 幼 児 期	離乳食教室（もぐもぐ教室）	歯科衛生士及び栄養士による集団・個別指導	受診者：200人	受診者：226人	受診者：231人
学 齡 期	7～8か月児教室		受診者：598人	受診者：485人	受診者：560人
成 人 期	1歳6か月児健診	歯科健診・歯科保健指導・フッ化物歯面塗布	対象者：1,142人 受診者：1,115人 受診率：97.6%	対象者：1,019人 受診者：998人 受診率：97.9%	対象者：1,010人 受診者：982人 受診率：97.2%
高 齡 期	2歳児歯科健診	委託医療機関にて歯科健診・歯科保健指導 フッ化物歯面塗布	対象者：1,260人 受診者：925人 受診率：73.4%	対象者：1,097人 受診者：799人 受診率：72.8%	対象者：1,019人 受診者：806人 受診率：79.1%
	3歳児健診	歯科健診・歯科保健指導・フッ化物歯面塗布	対象者：1,245人 受診者：1,202人 受診率：96.5%	対象者：1,151人 受診者：1,099人 受診率：95.5%	対象者：1,098人 受診者：1,058人 受診率：96.4%
	フッ化物洗口	保育園・幼稚園・認定こども園におけるフッ化物洗口の 実施 小学校におけるフッ化物洗口の 実施	54園のうち36園 (66.6%)	52園のうち35園 (67.3%)	52園のうち35園 (67.3%)
	歯周疾患健康教育	セット検診（40歳以上対象）にて、 歯科衛生士による歯周疾患健 康教室	参加者：1,973人	参加者：2,935人	参加者：2,288人
	歯周病検診	市内委託医療機関にて、30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の市 民に対する歯周病検診の実施	対象者：13,889人 受診者：1,983人 受診率：14.3%	対象者：13,828人 受診者：1,984人 受診率：14.3%	対象者：14,239人 受診者：2,160人 受診率：15.2%

※令和5年度も引き続き上記取組を実施。

高齢期の取組み（長寿・障害福祉課）

令和 4年度実績

1. 短期集中型予防サービス（通所型サービスC）

対象者：要支援1・要支援2・事業対象者の方で運動器の機能が低下している方
 実施内容：高齢者向けのトレーニング機器を活用した運動プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム（歯科衛生士担当）を行った。
 1回あたり2時間、一人あたり全12回

【実施場所】

事業所名	対象圏域
リハビリディサービス単人区分	区分・単人
リハケアガーデンネクスト	区分南
リハケアガーデン区分	福山
区分いきいき交流センター	区分北・単人北
ディサービスセンターえがお	横川・溝辺
霧島リハワーク絆	牧園・霧島

参加者数：実人数：44人 込人数：391人

2. プラン支援地域ケア会議

対象者：介護支援専門員、サービス提供事業所担当者

実施内容：介護保障の基本理念である自立支援と要介護・要支援状態の重度化防止を目的に、よりよいケアプランにしていくなために、多職種協働で事例を検討。

助言者：医師、歯科医師、薬剤師はかかりつけを原則とし、歯科衛生士など他職種は各職能団体から選出している。

実施場所：区分シビックセンター公民館会議室、霧島市役所別館会議室等
 （開催時間 19:00～20:30）

実施回数：4回 検討数：7件

参加人数：歯科医師、歯科衛生士が毎回参加し助言を行った。

3. 自立支援地域ケア会議

対象者：地域包括支援センタープラン作成担当者

実施内容：個別の生活課題の改善を目的に多職種で検討する。

6か月後のモニタリング

助言者：歯科衛生士、リハビリテーション専門職、生活支援コーディネーター等

実施場所：各圏域事業所、包括支援センター本所

実施回数：10回 検討数：25件

参加人数：歯科衛生士が毎回参加し助言を行った。

4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施

歯科衛生士1名を長寿・障害福祉課 長寿福祉グループに配置

(1) きりしま元氣一番講座（介護予防普及啓発事業）

「フレイル予防」「口腔ケア・健口体操」について 通いの場である「地域のひろば」に
 歯科衛生士を派遣

派遣回数：21回 参加延人数：266人

(2) 後期高齢者医療広域連合 口腔健診事業（お元気歯っぴー検診）

対象者：76歳・80歳

R4実績：対象者数 2,253名、受診者数 385名→受診率 17.09%

口腔健診の要支援対象者で市への情報提供可の方（136名）への訪問実施
 訪問延人数：86名

(3) 「健口体操・口腔ケア」チラシを作成して、長寿健診結果への同封、きりしま元氣一番講座・出前講座などにおいてチラシを活用した普及啓発を図った。

5. その他

(1) 霧島市高齢者施策委員会への歯科医師の出席

(2) 霧島市認知症初期集中支援チーム検討委員会への歯科医師のご出席

(3) 在宅医療・介護連携推進事業（始良地区医師会へ委託）への歯科医師のご出席

令和5年度計画

1. 短期集中型予防サービス（通所型サービスC）

対象者：要支援1・要支援2・事業対象者の方で運動器の機能が低下している方
 実施内容：高齢者向けのトレーニング機器を活用した運動プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム（歯科衛生士担当）を実施する。

実施回数：週1回（1回あたり2時間、一人あたり全12回：3か月）

※8回目利用をめぐに地域ケア会議を開催し、自立支援の検討を行う。

【実施場所】

事業所名	対象圏域
リハビリディサービス単人区分	国分・単人
リハケアガーデンネクスト	国分南
リハケアガーデン区分	福山
国分いきいき交流センター	国分北・単人北
ディサービスセンターえがお	横川・溝辺
みんなの家	牧園・霧島

2. プラン支援地域ケア会議

対象者：介護支援専門員、サービス提供事業所担当者

実施内容：介護保険の基本理念である自立支援と要介護・要支援状態の重度化防止を目的に、よりよいケアプランにしていくなために、多職種協働で事例の検討を行う。要介護3以上の重度の方を対象とします。

助言者：医師、歯科医師、薬剤師はかかりつけを原則とし、歯科衛生士など他職種は各職能団体から2名ずつ選出してもらい助言者チームを2チーム構成し、3か月毎に1回の参加とした。歯科医師は、かかりつけ歯科医師の参加ができない場合は役員の先生方に出席していただく。

3. 自立支援地域ケア会議

対象者：地域包括支援センタープラン作成担当者、居宅介護支援事業所ケアマネジャー
 実施内容：個別の生活課題の改善を目的に多職種で検討する。

助言者：歯科衛生士、リハビリテーション専門職、生活支援コーディネーター等

実施場所：各圏域事業所（開催時間14：00～16：00）またはZOOM

実施回数：毎月1回（1回あたり事例検討3～5件、モニタリング等）

4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施

(1) きりしま元気一番講座（介護予防普及啓発事業）

地域の高齢者等の集まる通いの場を対象に、歯科衛生士を派遣する。

(2) 後期高齢者医療広域連合 口腔健診事業（お元気歯ッッピー検診）

口腔健診要支援者訪問対象者で、市への情報提供可の方への歯科衛生士による訪問を実施する。

(3) 「健口体操・口腔ケア」チラシを作成して、きりしま元気一番講座・出前講座、口腔健診要支援者訪問等においてチラシを活用した普及啓発を図る。

5. その他

(1) 霧島市高齢者施策委員会への歯科医師のご出席

(2) 霧島市認知症初期集中支援チーム検討委員会への歯科医師のご出席

(3) 在宅医療・介護連携推進事業（始良地区医師会へ委託）への歯科医師のご出席